

平成30年度 あいち農業農村多面的機能等委員会
(あいち農業農村多面的機能委員会) 議事録メモ

開催日：平成30年11月6日(火)

場 所：愛知県三の丸庁舎8階会議室802

1 開会

あいさつ(略)

2 議事

- (1) 農業農村多面的機能支払事業の平成29年度の実績報告について
- (2) 農業農村多面的機能支払事業の平成30年度の実施状況について
- (3) 環境保全型農業直接支払交付金の最終評価について
- (4) 優良活動表彰(「農地・水・環境のつどい」の開催)について

【農業農村多面的機能支払事業の平成29年度の実績報告について】(資料1)

(岡島委員)

19ページにある地域資源の質的向上を図る共同活動の多面的機能の増進を図る活動についてですが、取組組織数はどのくらいになるのでしょうか。分母がわからないと評価ができない。

(事務局)

地域資源の質的向上を図る共同活動350のうち約200が増進を図る活動に取り組んでいます。

(岡島委員)

それを踏まえて、その次の20ページのグラフを見ると、200分の55や50の活動組織が農村環境の向上の効果が高いと判断されているってことですね。わかりました。

(西村委員長)

内容が今までと比べて進化しているような印象を受けました。色々な細かい内容が増えていっているように思いますが、特に面白いと思っているのは、地域資源保全プランの策定というところですね。地域住民の方々が地域がより盛り上がるように話し合いを進めていくという内容に今後期待がもてます。これについて、24ページでプラン策定が出来上がっている所がないと説明を受けましたが、実際取り組んでいる所の数や具体的な事例を教えてくださいと思います。

(事務局)

地域資源保全プランは広域活動組織が策定するもので、最初にあらゆる活動組織が5カ年の間に作らなければいけない地域資源保全管理構想とは別のものです。そ

ちらの方は、随時策定しております。

先ほど岡島委員の方からご意見をいただきました、20ページの活動組織の自己評価による効果について、この数は分子にあたるわけですが、この分母にあたる数と言いますのは、自己評価を行った2年目と4年目の組織となりますので、21ページにある2年目の3組織、4年目の71組織の和の75組織が分母となります。

(西村委員長)

地域資源保全プランの方ですが、新たに10組織が広域化されたということですよ。それらの組織の保全プランはまだ策定できていないということでしょうか。それとも他にも広域化された組織があると思いますが、その中でプランの策定ができている所もあるのでしょうか。

(事務局)

24ページの地域資源保全プランは、広域活動組織の管理する施設が広範囲にわたるのでその管理計画を作るものです。個々の活動組織が作る地域資源保全管理構想とはもう1段階違ったものを作るということです。

(西村委員長)

既にできているような所もあるということですか。広域化した33組織があるわけですよ。

(事務局)

愛知県ではまだありません。

(西村委員長)

取組に際して、うまく話し合いが進まない理由はありませんか。

(事務局)

特には聞いていません。

(西村委員長)

また年数が経てば策定されていくと見守っていればいい状況ですか。

(事務局)

はい。

(西村委員長)

そうですか。その他の広域化されていない地域についての保全管理構想の進行状況はいかがなものでしょうか。

(事務局)

地域資源保全管理構想につきましては、5年の活動期間のうちに必ず策定することになっておりまして、基本的には最終年度にあたる5年目にいずれの組織についても策定をします。29年度に終期を迎える組織はありませんでしたので、この年度に策定をした組織はありませんが、5年目には必ずいずれの組織も策定しているということです。

(西村委員長)

今、検討中で皆さんそのあたりを進めておられるということですね。

(事務局)

はい。

(西村委員長)

わかりました。地域保全管理構想は非常に重要なプランニングになっていくと思います。特に担い手農家の育成をする地域指導をしていて、農村地域の体制というのがガラガラと変わってきている状況だと思います。そういう所で将来ビジョンをいかに見据えていきながらプランを作っていくということが取組として非常に大事なキーポイントだと思っておりますので、今後ともそのあたりを見守っていただきたいと思います。

(山本委員)

広域活動組織のことですが、資料5の4ページの人たちが対象ですか。

(事務局)

はい、そうです。

(山本委員)

そうすると、もう既に土地改良区のような組織体となっているところもプラン策定のために申請し事業費を受けることができるように聞こえてしまうが、新たに作られた活動組織に対してのみこのプラン策定の事業費が申請ができるということでしょうか。

(事務局)

土地改良区のような団体で要件を満たしているところも当然あると思いますが、あくまで多面的機能支払で広域活動組織の認定を受けたところが申請でき交付を受けるものです。

(山本委員)

活動組織は集落、土地改良区、地域の関係団体など、地域の実情に応じた者から構成されるとあるので、どこかの土地改良区に属していながら、新たにできた広域組織でもって申請することは可能ですか。例えば、その地域全体が土地改良区の構成員たちのみで作られた団体でも対象になるということでしょうか。

(事務局)

対象にはなりません。

(伊藤委員)

活動組織の自己評価というのは、評価の項目や評価の仕方というのは、国あるいは県の方で具体的に示されたものでしょうか。

(事務局)

そのとおりで、国が全国的に統一した評価項目、判断基準を示して、調査していま

す。

(伊藤委員)

数字を評価する時には、プラスの評価もあるでしょうが、マイナスの評価であまり効果がないのではということも聞きたいところではありますが、そういう聞き方はしていないくて、効果があったものに丸をつけたりといったかたちなんですね。

(事務局)

そうです。

(伊藤委員)

わかりました。

もう一点教えてほしいのが、23ページに施設の長寿命化のための活動ということで、事業計画では対象施設、例えば水路でいきますと約1000kmと示されている中で、29年度の実績は25kmということで率にすると2%くらい、この割合でいくと50年くらいかかる計算となります。ここ数年の率を見ると4%くらいと記憶していますが、今回2%ということで、計画に対して実績がなかなか上がってこない原因は予算的な問題なのか、それ以外にも課題があるのか、何か県の方で掴まれていることがあれば教えていただきたいと思います。

(事務局)

長寿命化を図る活動に対する予算が多ければもう少し進むと思います。前年度よりも更にパーセントが小さくなったということも、長寿命化を図る活動に対する予算が前年度よりも少なかったためです。

【農業農村多面的機能支払事業の平成30年度の実施状況について】(資料2)

(鈴木委員)

今まで参加してきた組織は、自己評価も行政の評価も高く、この活動をずっと維持できてきたわけですが、今これからは繋げる総戸数10戸以下で多面的機能支払に今まで取り組んだことのないところは、高齢化や地域が広く人口が少ないなど今まで参加できなかった理由があるかと思います。その人たちがいかに参加して、新しい成果を出して、喜びに変えていって、今まで頑張ってきた組織と同じように地域の中の良い評価を出すというのは大変至難なことだと思いますが、その取組に関してこれから細かい指導がたくさんいると思いますので、皆さんのお力が必要だと思います。先ほどの議事1の資料では、殆どアドバイスもいらず、自分たちの評価も高く、今困っていることもあまりなさそうで、すごく前進だなと。最初、何が何かわからなくて、資料を作るだけでも大変、金額を決算するのも大変だと私は記憶に残っていますが、それを乗り越えてすごい評価を高く持っている。これまでのすごい努力も去ることながら、来年に向けたやったことのないところで評価を出してくというのは大変だと思います。自然災害や害虫の発生など今年は特に多くありまして、私は果物を

やっていますので産地にも行きまして、すごい災害が多く停電にまつわる色々な村としての住民としての環境も本当に惨憺たるものでした。害虫被害もすごく、人間の数より害虫の方が多という実態もありました。このような地域への支援はすごく大変な作業かと思いますが、細かい色々なアドバイスはこれから必要かと思うので、もし考えが沢山ありましたら出していただいてアドバイスしていただけたらと思います。農家で生まれ育って、今農業環境に身をおいていますので、より一層、切実に今年は思いました。よろしくお願ひしたいと思います。

(岡島委員)

先ほどの西村委員長とかぶりますが、30年度で5年経過する所が多いと言うことは、地域資源保全管理構想というものを作らなければいけない組織がそれだけ溜まってきているとは思いますが、そこに対するケアみたいなものは市町村が中心となって行っているのでしょうか、あるいは県が行っているのでしょうか。

(事務局)

活動組織の事務や取組を含め、愛知県の推進組織として推進協議会というものがあまして、構成員として県と市町村と県土地改良事業団体連合会があります。

(岡島委員)

ということは、恐らくワークショップか何かを開き計画され、方向性など見直してまとめていくということが想定されますが、恐らく活動団体のみでは無理だと思いますので、手厚いケアをよろしくお願ひしたいということと、それに加えて地域資源保全管理構想というものは、5年間の成果を次に生かすというイメージだと思いますが、その時にはこの交付金ありきで策定するものなのでしょうか。交付金はそのうち縮小していくっていうものではなくて、ありきでやっていただくというものでよろしいのでしょうか。

(事務局)

はい。

(岡島委員)

わかりました、安心しました。

あとは5年間の集大成としての地域資源保全管理構想の位置付けですけども、通常プランというのは計画して、できたかどうかを確認して事業が終わるといような気がしますが、その5年後にプランを作るというのは、どういう意図があるのでしょうか。

(事務局)

地域資源保全管理構想は、5年の取組状況を常に確認し、それを踏まえながら作成するところが特徴的で、更に次の5年間の計画を立てようというものです。

(岡島委員)

わかりました。

先ほど、交付単価が変わる可能性もあるという話をされたので、丁寧に説明しないと現場も混乱すると思いました。

(伊藤委員)

面積それから件数もやや増ということで、実施した所は非常にいい取組だという評価がでていけるけれども、それが増えていかないという状況もあるのかなと。なかなかこれを更に広げていくのは難しいというお話も先ほど委員のお話にもありましたが、そういったものを今後どうやって広げていくのか考えた時に、2つ課題があると思います。ひとつは先ほどもお話をした予算の問題。広げていきたいけれども、広げると予算に限りがあるのでひとつひとつが薄くなってしまいうということではなかなか広がっていかないですから、予算の枠を広げていくことが主な取組課題だと思いますので、これは是非県に頑張ってもらいたいと思います。もうひとつの問題は、取り組んだところから順に成果がでていけるということをいかに水平展開していくかということになりますが、この役割は恐らく市町村だと思いますので、市町村に向けてこれもまた県の方からご指導いただくようお願いいたします。

(西村委員長)

この多面的機能の事業が取組としてなかなか進まないところがひとつは中山間地域、もうひとつは都市近郊の農業地帯と思っています。特に尾張地域、それから新城設楽辺りの取組が遅れているように思われます。広域活動組織設立要件の一部緩和ということで中山間地域の設立要件が緩和されたことは意義のあることだと思いますが、そんなに緩和されているわけではないので、勧めやすくはなったかもしれませんが、なかなか手を挙げてもらえないところも多いかもしれません。このように制度が変わったら、今までと違う取り決めになることを宣伝していただいて、この多面的機能に取り組んでいただくところを増やしていきながら地域を盛り上げていただけたらと思います。

それからもうひとつ、都市近郊の地域ということに関しては、もしかしたら小規模集落支援のための交付単価が効くのでしょうか。それとも都市近郊では別の方策があるのでしょうか。どのようにお考えなのか、お聞かせいただけたらと思います。特に北名古屋市が参加されることで検討中という話が先ほどありましたが、どのような形で話し合いがなされて参加されたかなど交えて教えていただきたいです。

(事務局)

小規模集落については、都市近郊も取り込みやすくなるのかなと今気づきました。

北名古屋市については、農振農用地は全くないけれども農地や水路等施設の維持管理はあるわけで、そういった地域を維持管理していかないといけないという問題は同じようにあります。多面的機能支払は原則農振農用地区域ですが、多面的機能支払のうちの農地維持支払と資源向上支払がありまして、基礎的な保全活動を行う農地維持支払は農振農用地区域ではなくても、将来に渡って農地として守っていくと

いう姿勢を市町村が示すことによって対象とすることができます。市町村が農業生産の継続性や農業農村の多面的機能というものの重要性をしっかりと認識しているということを前提に、この制度を使って県としても国としても守っていくという方向にあります。

(西村委員長)

ありがとうございます。それを聞いて少し安心しました。

都市近郊の農業地帯は、以前は住宅地に変えればよいという政策をとっておられたと思いますが、だんだん考え方が変わってきており、作物生産の場、防災面、気温の緩和など色々なものが見直され、今はそれをただ潰すのではなく守っていくところの方が重要だという認識が改められつつあると思います。そういう点でいえばうまく考え方のハンドルが変わって、方向転換されてきているわけですから、都市近郊地域の農業地帯をできるだけ守っていきながら都市との共存を図っていく政策を取っていただけたらと期待しております。よろしくお願い致します。

(鈴木委員)

今まで参加できなかった人たちと、参加しているところが本当に分化されてきて、これから参加してくる人たちのためにその組織だけでやるのではなく、町の人たちによる支援隊やサポート隊みたいに、草刈とか、水を清らかにするためにホタルの村を今作りかけているからとホームページで地域に投げかけて一緒に泥を上げたり、ひび割れた管をみんなで補修したりと、土に親しみたい、環境を整えたい、何か支援をして自分も喜びを感じたいという人たちもいると思います。そういう人たちにホームページとか色々ところでアピールしていただき、もうひとつ広げて町にも支援隊、サポート隊を作ってもらえたらと思います。現に私もサンチェ、JA岐阜と交流会に行きますが、柿としいたけを選びながら、産地の色々な農産物をそこでお金を落とし、町の人たちからこういう料理で食べていますとか、そういった交流会をさせていただいたりして、また新たな息吹が沸いてくるので、人が足りないところを何かでカバーするということは大変なことですが、今は呼びかければ誰か来てくださるのではないかと思います。国土交通省が大型プロジェクトとしてバンバン出しているよりも、こういう細かい事で何十パーセントも削減されながら、今まで地域の人が農地を守ってくれたということをもっと発表したらいいかなど。町の人たちは何も知らないと思います。こういう作業をしていることに皆で力を合わせながら丁寧に税金が使われて、地域社会を作っているということをもっと知らしめていきたいし、PRが不足していると思います。そういう人材もどんどん出てくると思います。皆さんの知恵と力で応援してあげたら、分離して参加できなかった人たちは大いに楽しくやれる環境になってくると思いますがいかがでしょうか。

(山本委員)

制度見直しに向けた動きの中で活動項目の見直しとありますが、多面的機能支払

交付金では自然災害への応急措置が可能となっているなかで、ここ最近雨でしたり、あちらこちらの地方で自分たちでは手に負えないけれども予算がなくそのまま置き去りにされているところが見受けられていまして、この項目の見直しの中にそういった何かあった時の対処枠のような、災害でダメになったからこれで終わりではなく、このお金が使えるということを伝えることをこの制度見直しに向けての動きの中に入れていただきたい。私は国の第三者委員もさせていただいておりますが、物は作ってもらったがその後の維持が本当に心配だという評価が出ていますが、それがやっとみんなが活動している中の手元のお金で長寿命化を図ることができ、今後何かあった時の災害にも実は使えますという項目がうたわれているけれども、なかなか表に挙がってきていないので、広く使ってもらいたい。本当にひどい災害が立て続き起こっており、必ず使ってもらえる機会があると思うのでそれをお願いしたいと思います。

もうひとつが、団体数がどんどん減っている地域もありますが、そういったところで事業ができなかったからやめていくということもあると思いますが、交付金の中に計画通りにできなかったら返還するという条項があって、そういったことは実際行われているのでしょうか。年度、年度で、色々な理由で続けられないところがあるだろうし、続けられないというのは急に決まることではなくて、やっている過程の中でこれ以上は無理だろうというようなことが起こってくるかと思いますが、すべて計画したことが実施されて交付金が活用されているのが、個人的理由によって最終的にはできないまま次のところに繋げられないで終わってしまうのか、辞めていかれるところの終わり方がどうなっているのか教えていただければと思います。

(事務局)

5ヵ年という期間があるなかで年度途中で返還した事例は一切ありません。5年間最後までやりきったのちに、役員やリーダーの不足、高齢化が進んでいくなかで活動を続けていけず辞めてしまう組織はありますが、返還に関しましては年度途中にということはございません。

【環境保全型農業直接支払交付金の最終評価について】(資料3)

(鈴木委員)

一昨年にイチゴ産地の品評会で基調講演させていただいた。その産地のイチゴ生産者はエコファーマーである人が多い。それでも、さらに国際水準 GAP に取り組むのは大変であると悩んでいる人が多かった。したがって、新しい GAP 要件に対応するのは大変であり、事業の取組数が減るのもわかる。現場は本当に大変だったと思う。

環境保全型農業は補助金を出せば取り組めるものと町の人は思うかもしれないが、有機農業や減農薬で環境にやさしい農法を行うことは非常に手がかかるものである。行政はそういう実態がわかって事業をやっていると思うが、消費者にその苦勞への

理解が十分浸透していない。したがって、消費者に対し環境保全型農業による農産物を食べて本当に良いものだと知っていただく運動も一緒に並行してやってもらいたい。

大人への理解が進まないならば、小学校で子供に対して教えたいと思っている。流れている水や飲んでいる水がきれいなのは農家による環境にやさしい農法からきている、良い空気も山間地域の環境にやさしい農業のおかげ、魚が戻ってきた、海の水がきれいになった、そういう農業の本当に涙ぐましい取組が自然環境を守っているということを広く知っていただくことが根幹だと思う。

農家の人たちも補助金制度で一生懸命取り組んでいるが、環境保全型農業は手間がかかり働き方改革に逆行するくらい、大変なものである。それでも頑張っており組んでいる方々の想いは相当のものである。そのような頑張りに対しみなさんの支援が本当に必要である。また、都心部で取組に理解した人による応援団を出したいのが私の念願である。

(岡島委員)

事業の取組が広がらない理由は、労働負荷やコストに対する補助金の単価が誤っていたのではないかと感じ、それが一番大きい気がする。GAP は認証取得のためにかなり高額な費用がかかると思う。現在、交付額を1件あたりに換算すると50万円ほどしか受け取っていない。事業の目的の一つである国際水準 GAP の認証を5年後に取得すると考えると、今の単価では足がつくのではと予想される。GAP 認証に至るまでは助走期間が必要であるが、少なくともGAP 認証をとってもらわなければならない。金額面でもGAP 認証を後押しする形でない限り取組が広がらない。取組はますます減少していくのではないかと懸念がある。

(事務局)

GAP の要件は国際水準 GAP 実施とされているが、事業では認証を取得していても要件を満たす。

(岡島委員)

しかし、事業目的は将来的にはGAP 認証を取得することではないか。後押しするための補助金にならない限り取組拡大は厳しいと思う。

(事務局)

GAP 認証取得を希望する方に対しては、別のGAP 関連事業の補助金で支援している。確かに認証の費用も大変だが、その前段階である、実際にGAP に取り組むこともかなり大変である。今年度からの要件変更に伴い、我々もGAP に関する講習会の実施や現場担当者の指導体制の整備などにより、何とか今まで事業に一生懸命取り組んだ方が、引き続き取り組めるように支援させていただいている。

(岡島委員)

事業のGAP 要件についてであるが、点検項目をやるだけで今は良いのか。その水

準はどうなっているのか。

(事務局)

事業で求められている GAP は、水準という考え方ではなく、各農家の生産工程においてプラスアルファの取組をするという考え方である。

(岡島委員)

それは生産工程の 5 項目の観点から取り組むのか。

(事務局)

生産工程の 5 項目から 2 つずつの合計 10 か所を改善する内容である。

(鈴木委員)

国や県は農産物の海外輸出促進している。国際水準に見合ったものをつくるという動きがすぐ先にきている。一方で産地は後継者や人材育成に苦勞している。

環境保全に私が参画したばかりのころの農業は、ビニールハウスの廃ビニールの管理が悪く環境汚染につながったり、イチゴのハウス内にいろんな虫がいたりなど、大変環境に悪いところでやっていた。今では、清潔な畑になり、作業場が整備され、作業中に帽子をかぶる、手をしっかり洗うなど、すごく改善され、きれいで清潔な作業環境となった。ここ 10 年でかなり農業の意識転換が進んだと思う。作業で着る服や手をきれいに保つ、このような安心安全のものを出荷するという理念の定着が進んだ。このような施策は素晴らしい、しっかり推進させてほしい。

昔は水田の水路に魚をよく見かけたが、段々と見なくなった。しかし、近年魚が戻ってきているところもある。この 10 年で環境保全効果がでていると思う。NHK ニュースなどが、畑でヒマワリやレンゲソウが植えられているのを取り上げているが、このような取組もこの制度のおかげというのは世間の人は知らないと思うので、皆さんに知ってもらいたい。

(山本委員)

地域特認取組の最終的な今後の方針の中に、取組の在り方を検討したいとあるが、これは何を指しているのか。ある意味費用的なことを踏まえると負荷がかかることなので、県としてこの取組に対して取り組まないとか、効果のでる取組面積の拡大を図るとか、具体的な結論が見えないので説明がほしい。

また、効果測定の結果として、地域特認取組は取組範囲が少なすぎることから、取組が少なすぎて効果が出ているかどうかはわからない、評価してよいのかわからないというのを書くべき結果と思われる。どうしても評価を出さないといけないのか。何件あったら評価の対象になるとかの基準はあるのか。

(事務局)

草生栽培の地球温暖化防止効果はいくら小さくても数字で出す、このやり方で全国一斉でやると農林水産省から言われている。

IPM の生物多様性保全効果についても、昨年度の時点では取組があったので、農

林水産省による全国一斉ルールに基づいて出させてもらっている。

今後の在り方についてであるが、地域特認取組について、取組実態のない取組は廃止していくことが全国的な方針となっている。そのため、地域特認取組については取組実態の動向を注視していきたい。IPMは30年度の取組がなくなった。次年度の取組も引き続きしないようであれば、廃止として検討したい。

また、全国共通取組は愛知県内で本事業の取組のうち99.9%で取り組まれている。さらに、効果測定により、環境保全効果も高いことがわかっている。したがって、今後は全国共通取組に集中して支援させていただくことになると思う。

【優良活動表彰について】（資料4）

・つどいの開催について

（鈴木委員）

事務所の方へ出席していただいておりますので、問題点とか、頑張ったところとか、良かったところとか教えていただけたらと思います。

（知多農林）

今回の農地・水・環境のつどいで知事賞を受賞した有協の農地・水・緑を守る会では、毎年地域のイベントとして池干しを行っておりまして、生き物を子どもたちと一緒に捕まえて、在来種と外来種を選別するという活動をしているのですが、毎年450名程の地域の方の参加がありまして、小学校など色々な団体を多面的機能の活動組織の方がまとめるというのがとても苦労されているので、そのあたりの活動紹介ができたらと思っております。

（鈴木委員）

地域の大きな行事になっているんですね。素晴らしい。

（西三河農林）

管内では幸田広域組織が受賞させていただきます。幸田町は20組織がそれぞれの活動を行っていましたが、元々平成18年初期の頃に一度に20が立ち上がったという経緯があります。先ほど紹介がありましたとおり役場の中に事務局を設置していますが、役場の中に土地改良区もありまして、土地改良区の理事長の地域からスタートした経緯もあり、リーダーシップを発揮していただけてまとまったということで、課題もありますがかなりうまく進んでいると感じております。つどいの場でも発表の場を用意していただけるということなので、またよろしく申し上げます。

（尾張農林一宮）

先ほども話がありましたように稲沢市で今年度知事賞をいただくという大変光栄なことですが、一方で管内の大口町では現在2組織で活動をされており、今年度終期の5年目を迎えるということで、来年度以降も是非頑張りたいとお願いしておるなかで、実情を聞きますと後継者の問題があつて今年度で手を下ろした

いという声がチラチラ聞こえてきておりますので、引き続き町と協力して今後も活動してくださいと説得してまいりたいと思っております。

3 その他

(事務局)

多面的機能の活動、環境保全型の方もそうですが、いろいろ委員の皆様からご意見いただいたなかで、広げていくとそういったお言葉をたくさんいただきました。多面的機能の活動の方で申し上げますと、平成19年の始めた頃28,000haで、今が33,000haなので、その差だけを見ると5,000haというかなり大きな市の範囲くらいの面積、農振農用地のカバー率が6割弱のところですが、面積が増えてきたと思います。かたや、今お話がございましたけれどもマンパワーに頼るところも多く、今先生方からもっとPRしたほうがいいというお話をいただきましたが、一生懸命やっちはいるつもりです。先ほど今度表彰を受ける知多農林の組織の池干しも先日中日新聞にも取り上げられておりましたけれども、マスコミも使いながらやっちはおりますが、なかなかそういう立場になってみると厳しいところもありながら、県も市も活動組織等に対して一生懸命頑張っただけでやっていきたいと思っております。

先ほど農振農用地の話をしておりますが、農水省の補助ですのでどうしてもそういうところがメインになりがちで、北名古屋市の話もできました。都市農業に対する見方も若干変わってきているところがございます。そういったところにも同じようにいとなかなか難しい所もありますが、手を広げながら進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い致します。

4 閉会

あいさつ (略)